

農林物資の規格化等に関する法律施行令第10条第1号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材

制 定 平成12年 7 月14日農林水産省告示第1005号
改 正 平成24年 3 月28日農林水産省告示第 837号
改 正 平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号
最終改正 平成29年 3 月27日農林水産省告示第 449号

次の一及び二に掲げる農薬、肥料及び土壌改良資材であって、その有効成分が化学的に合成されたものをいう。

一 農薬

硫黄くん煙剤、硫黄粉剤、硫黄・銅水和剤、還元澱粉糖化物液剤、次亜塩素酸水、食酢、水和硫黄剤、生石灰、性フェロモン剤、石灰硫黄合剤、炭酸水素カリウム水溶剤、炭酸水素ナトリウム水溶剤及び重曹、炭酸水素ナトリウム・銅水和剤、展着剤、天敵等生物農薬・銅水和剤、銅水和剤、銅粉剤、二酸化炭素くん蒸剤、メタアルデヒド粒剤、硫酸銅、燐酸第二鉄粒剤並びにワックス水和剤

二 肥料及び土壌改良資材

硫黄、塩化カルシウム、消石灰、微量元素の供給を主たる目的とする肥料、リン酸アルミニウムカルシウム、食酢及びリグニンスルホン酸塩

最終改正の改正文（平成29年 3 月27日農林水産省告示第449号） 抄
平成29年 4 月26日から施行する。